

その3 防犯対策を一步進めよう!

これらの防犯対策をさらに効果的に進めていくために、以下の資料等を参考にしてください。

『住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針』

県では、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、犯罪を未然に防止する環境を整備するため、平成17年10月に制定した標記指針において、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に関する方策を示しました。以下はその項目例です。

住宅の構造・設備上配慮すべき事項

1 一戸建住宅及び長屋建住宅

- 玄関
 - 見通しのよい位置、玄関扉の材質及び構造、玄関扉の破壊困難な鍵及びドアスコープ・ドアチェーン、インターホンの設置
- 窓
 - 侵入防止のための破壊困難なガラスの使用及び錠の設置
- バルコニー
 - 侵入防止に有効な配置、見通しの確保
- ★ その他
 - 物置、塀及び生垣等の配置 ● センサー付照明の設置
 - 空調室外機、配管等の配慮

2 共同住宅

- 共用部分(施設の配置及び照明設備の設置)
 - 共用出入口 ● 管理人室
 - 共有メールコーナー ● エレベーターホール
 - エレベーター ● 共用廊下、共用階段
 - 自転車、オートバイ置場 ● 駐車場
- ★ 敷地内通路
 - 児童遊園、広場及び緑地駐車場
- ★ 防犯カメラ設置による補完対策及びプライバシー保護
 - その他(屋上、ゴミ箱、集会所等)
- 専用部分
(一戸建住宅及び長屋建住宅と同じ内容)

住宅の管理上配慮すべき事項

1 設置物、設備等の維持管理

- 防犯設備の保守点検
 - オートロックシステム、インターホン、防犯灯等
- 死角を作る物の排除
- 植栽の剪定
- 屋外の設置物の維持管理

2 管理組合等による自主的な防犯体制の確立

- 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
- 管轄警察署との連携
 - 防犯及び犯罪発生状況等の情報の有効活用

※詳しい内容については、以下のアドレスから県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.niigata.jp/seikatsukankyo/kenminseikatsu/bouhan/joreitou/sisin/juutaku.pdf>

『防犯性能の高い建物部品目録』

平成14年11月、警察庁、国土交通省、経済産業省が建物部品関連の民間団体とともに設置した「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、侵入までに5分以上の時間を要するなど、一定の防犯性能があると評価した建物部品を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表しています。

防犯性能試験については、引き続き実施されており、試験に合格した建物部品がこの目録に掲載されることになっています。

防犯性能の高い建物部品目録

■ ホームページアドレス <http://www.cp-bohan.jp/>



《防犯性能の高い建物部品のシンボルマーク》

「防犯」=「Crime Prevention」の頭文字をシンボル化したもの。
「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された防犯建具部品のみ使用が認められる。

新潟県県民生活・環境部 県民生活課 安全・安心なまちづくり班

TEL.025-280-5249(ダイヤルイン) FAX.025-283-5879

E-MAILアドレス: t0301107@mail.pref.niigata.jp

ホームページアドレス: <http://www.pref.niigata.jp/seikatsukankyo/kenminseikatsu/bouhan/>